

2020年6月号トピックス

医療産業への投資奨励措置

1. 現状における医療製品の需要に応えるための迅速な投資促進及び国民に対する良い衛生を促す製品の製造を奨励するため、投資委員会は、投資委員会通達第 7/2563 号を發布し、以下通り、奨励事業について改正する。

業種	恩典
1.16 農産物からの燃料又は医療用アルコール(Pharmaceutical Grade)並びに農産物からのスクラップ、ごみ又は廃棄物からの燃料の製造	A2
1.16.1 農産物からの燃料又は医療用アルコール(Pharmaceutical Grade)	A2
1.16.2 農産物から発生したスクラップ、ごみ又は廃棄物(例：Biomass to Liquid (BTL) 排水からの天然ガスの製造など)	A3
1.16.3 圧縮バイオマス固形燃料の製造	
3.2 不織布(Non-Woven Fabric)又は不織布からの衛生製品の製造。	
3.2.1 マスク又は医療器具の原材料として使用されるスパンボンド(Spunbond)又はメルトブローン(Meltblown)などの不織布の製造	A3
3.2.2 その他の不織布(Non - Woven Fabric)又は不織布からの衛生製品(Hygienic Products)の製造	A4

2. 国内におけるマスク及び医療器具の需要への対応を目的とする迅速な投資促進のために、以下の事業への投資により獲得した純利益を対象とする法人所得税について、法人所得税免除恩典終了日から起算して3年に渡り、通常税率の50%により減額する。

業種 3.2.1	マスク又は医療器具の原材料として使用するスパンボンド(Spunbond)又はメルトブローン(Meltblown)などの不織布(Non-Woven Fabric)の製造。
業種 3.11	医療機器又はその部品の製造事業。
	3.11.1 高リスク又は高度技術に分類される医療器具(例：X線装置、MRI装置、CTスキャン装置又は人体インプラントなど)又は公的機関の研究成果又は官民共同による研究成果から商品化された医療器具の製造。
	3.11.2 その他の医療器具製造事業(布又は繊維から製造された医療器具を除く)
	3.11.3 ガウン、ドレープ、防止、マスク、ガーゼ及び脱脂綿などの布又は各種繊維により製造される医療器具の販売事業。
業種 6.9	薬品の有効成分製造業(Active Pharmaceutical Ingredients)
業種 6.10	薬品の製造事業
	6.10.1 ターゲット医薬品の製造
業種 7.12	バイオテクノロジー(Biotechnology)
	7.12.2 バイオテクノロジーを使用した薬品の研究開発及び/又は生産
	7.12.3 医療用診断キットの研究開発及び/又は生産

条件

- (1) 仏歴 2563(2020)年 1月 1日から同年 6月 31日までの期間中に奨励申請する事業であること。
 (2) 仏歴 2563(2020)年 12月 31日以内に製造開始し、収益を得なければならない。

- (3) 仏歴 2563(2020)年から仏歴 2564(2021)年までのにおける生産量の 50%を、タイ国内で販売又は寄付すること。

個人用防護具(Personal Protection Equipment : PPE)などのタイ国食品・医薬品委員会が医療器具として取り扱っていない医療器具又はその部品、さらに医療目的で使用する設備を製造する能力を有する既存の被奨励者が、医療器具の製造及び/又は医療目的による装置の製造のための生産ラインへ変更することを促進するために、以下を支援する。

- 3.1 既存の被奨励事業は、操業開始許可後であっても、医療機器又はその部品及び/又は装置の製造のために業種の追加申請ができる。
- 3.2 既存の奨励事業が、第 3.1 項に定める製品の製造のために追加の機械又は装置への投資を行わなければならない場合、当該既存の奨励事業における機械輸入期限が満了していても、仏歴 2563(2020)年以内に輸入することにより、その追加機械に対する関税免除が認められる。
- 3.3 仏歴 2563(2020)年 9 月以内に事業変更申請を行わなければならない。

池田 淳一/訳